SOMPO

SOMPOひまわり生命

無配当 無選択型終身保険

新・誰でも終身

2019年10月改定

必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

万が一の場合を一生涯保障します。

3つの特徴

1 健康状態にかかわらず、お申込みいただけます。

・医師による診査や告知がいらず、簡単なお手続きでお申込みいただけます。

・医師の診査等を受けることにより、この保険よりも保険料が割安の終身保険にお申込みいただくことができます。ただし、その場合、診査結果などによりご加入できない場合もあります。

2 一生涯の死亡保障を準備できます。

3 解約返戻金があります。掛け捨てではありません。

解約された場合、ご契約時の年齢、保険料の払込期間、ご契約の経過年月数などに応じて解約返戻金があります。

※解約された場合、以後の保障はなくなります。短期間で解約された場合、解約返戻金がない場合があります。

ご契約例

●無配当無選択型終身保険　●50歳男性　●保険金額：500万円　●保険期間・保険料払込期間：終身

◆40～60歳は500万円まで、61～75歳は300万円までの保険金額にお申し込みいただけます。

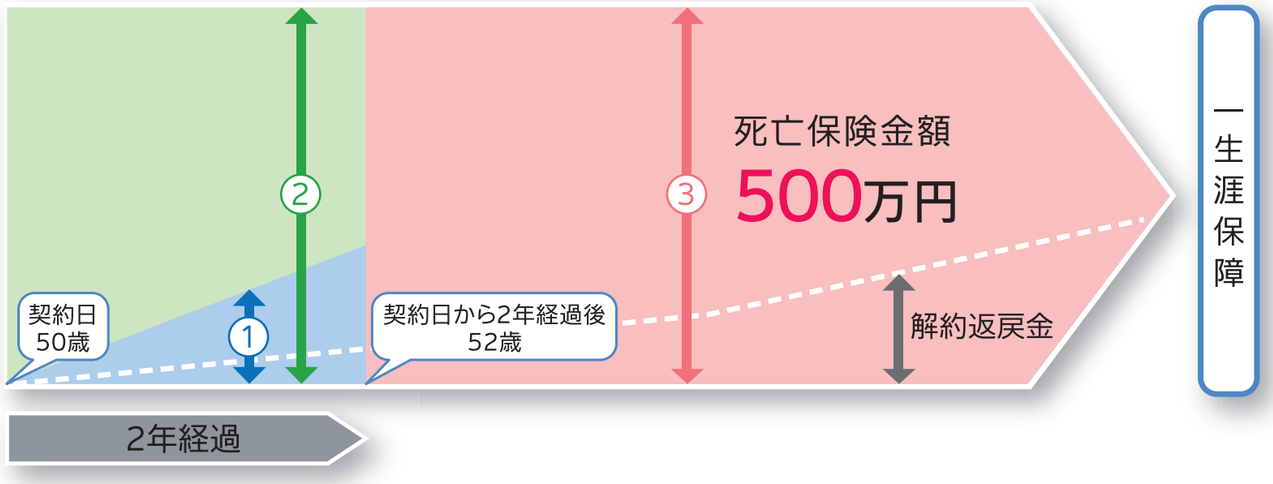

1 契約日から2年以内に病気で亡くなられた場合
経過月数分の保険料相当額
保険金額に対する月払保険料 × 経過月数

2 契約日から2年以内に災害で亡くなられた場合
死亡保険金額 500万円

3 契約日から2年経過後に病気または災害で亡くなられた場合
死亡保険金額 500万円

※経過月数分の保険料相当額について、詳しくは、約款別表をご確認ください。
※災害とは、責任開始期以後に発生した不慮の事故または発病した所定の感染症のことをいいます。（所定の感染症とは「コレラ」「細菌性赤痢」「腸チフス」等当社約款別表に規定されている感染症です。不慮の事故・所定の感染症の詳細につきましては約款別表をご確認ください。）
※契約日から2年以内の不慮の事故による死亡のときでも、被保険者の酒気帯び運転による事故などによる死亡の場合、お支払いする金額は「死亡保険金額」ではなく「経過月数分の保険料相当額」となります。

保険料例（口座振替月払）

保険金額：500万円
保険期間・保険料払込期間：終身

単位：円

契約年齢（歳）	男 性	女 性
40	15,505	12,415
45	17,735	14,100
50	20,405	16,215
55	23,785	18,875
60	28,190	22,235

※記載の保険料は2017年4月現在のものです。

万が一の場合、一時的に必要になる費用は？

必要な費用として、まず葬儀費用がありますが、さらに、それ以外にも諸経費や当面の生活費などが必要になってきます。やはり、万が一の時に必要になる費用への備えは十分にしておきたいものです。

保障額・保険期間の目安となる参考データ

下記の葬儀費用は平均額であり地域ごとの差も大きいので、あくまでも1つの目安としてお考えください。

当面の生活費 約189万円
当面の生活建て直し資金
（目安：1か月の生活費×6か月）
例）約31.5万円※1×6か月

葬儀費 約188万円
葬儀業者への支払・お寺に要した費用・会葬者への接待費など※2

［参考］項目ごとの平均額

項　目	平均額
通夜からの飲食接待費用	33.9万円
葬儀一式費用	122.2万円
寺院への費用 ※お経料・戒名・お布施	44.6万円

※1 勤労者世帯の1か月平均生活費：総務省統計局「家計調査（家計収支編）（勤労者世帯）」（平成27年）
※2 各項目、葬儀費用合計額は回答があったものの平均です。このため、各項目の合計額は、葬儀費用合計額とは一致しません。葬儀一式費用：病院からの搬送、安置、飾りつけ、会場祭壇設営、会葬礼状、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料。（一財）日本消費者協会「第10回『葬儀についてのアンケート調査』報告書」（平成26年1月）

いつまで必要？

一生涯必要

死亡時に一時的に必要となる費用への備えは、年齢・性別を問わず、必要になるものです。世界有数の長寿国である日本では、一生涯の保障があると安心です。

平均寿命

男 性	女 性
80.79歳	87.05歳

厚生労働省「平成27年 簡易生命表」

●お仕事の内容・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずご確認ください

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

無選択型終身保険について

●この保険の保険期間は終身です。

●この保険においてお支払いする保険金はつぎのとおりです。

保険金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	被保険者が契約日からその日を含めて2年以内に不慮の事故・所定の感染症以外により死亡されたとき	経過月数分の保険料相当額※1 （保険金額に対する月払保険料 × 経過月数）
	被保険者が契約日からその日を含めて2年以内に不慮の事故・所定の感染症により死亡されたとき※2	保険金額
	被保険者が契約日からその日を含めて2年を経過した後に死亡されたとき	

※1 経過月数分の保険料相当額について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

※2 責任開始期以後に発生した不慮の事故または発病した所定の感染症に限ります。不慮の事故による死亡は、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に限ります。

●不慮の事故・所定の感染症について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

●この保険には高度障害保険金、満期保険金および配当金はありません。

●医師の診査などを受けることにより、この保険よりも保険料が割安の終身保険にお申込みいただくことができます。ただし、その場合、診査結果などによりご契約いただけないこともあります。

●保険料の払込総額が、お支払いする保険金額を上回る場合がありますので、ご契約の際は十分ご確認ください。

指定代理請求特約について

●この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。

●詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、特につぎの点にご注意ください。

●解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

●新たなご契約は、保険ご加入状況などによっては、ご契約をお断りする場合があります。

●新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

●新たなご契約は、責任開始日から3年以内の自殺の場合などには、保険金などをお支払いできない場合があります。

●新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

保険の種類をお選びいただく際は「保険種類のご案内」をご覧ください

「保険種類のご案内」は当社の営業社員・募集代理店、または最寄りの支社にご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（社員・募集代理店）はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

●本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。

●本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

●金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉https://www.himawari-life.co.jp/

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

HL-P-A-16-01148(2017.4.2)(24100023)801476-2203(24.10)LH